

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表川口食肉荷受株式会社の項及び越谷食肉センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表越谷食肉センターの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。